管 区 事 務 所 〒162-0805 東京都新宿区矢来町65番 電話 (03)5228-3171 FAX (03)5228-3175

日本聖公会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE 65, Yarai-cho, Shinjuku-ku Tokyo 162-0805, Japan Tel. 81-3-5228-3171 Fax. 81-3-5228-3175

内閣総理大臣 安倍晋三 様 衆議院議長 伊吹文明 様 参議院議長 山崎正昭 様

特定秘密保護法の廃止を求める声明

わたしたち日本聖公会「正義と平和委員会」は、去る11月18日、標記法の制定に反対する声明を 出したところです。しかし、12月6日、参議院本会議において同法案の採決が強行され、特定秘密保 護法が成立しました。同法案の採決を強行したことは、内容面・手続面いずれにおいても国民主権・民 主主義の理念を踏みにじるものであり、強く抗議します。

特定秘密保護法には、具体的に以下のような危険性があります。

- ① 「特定秘密」は行政機関の長の一存で決められるため、政府に都合の悪い情報が意のままに指定され、憲法に反することも行われるおそれがある。
- ② 「表現の自由」と「知る権利」の危機により、基本的人権が侵される。
- ③ マスメディアも国民も「特定秘密」の漏えいや取得を「教唆」や「扇動」しても処罰の対象となることから、実際に漏えいがなくても処罰対象となるおそれが強い。また、どの行為が対象になるかは基準が曖昧で、捜査機関の判断次第で強制捜査を受けかねない。
- ④ 原発の危険性や汚染水等の情報が、「テロ活動防止」を理由に国民に秘密にされるおそれがある。
- ⑤ 「特定秘密」は永久に指定される可能性があり、歴史の精査ができなくなるおそれがある。

また、特定秘密保護法の制定は、集団的自衛権を憲法解釈によって認めようとする動きや、「国家安全保障会議(日本版 NSC)」の設置と一体であることを危惧します。日米軍事同盟の強化のもと、あらゆることが秘密のうちにすすめられれば、恒久の平和を念願し、再び他国への侵略および戦争をしないという決意で作られた日本国憲法をないがしろにすることとなります。

日本国憲法の基本原理を尊重する立場から、また人間の尊厳にかかわる自由で平和な社会を求める宗教者の立場から、特定秘密保護法の廃止を強く求めます。

以上

2013年12月17日

宗教法人日本聖公会 正義と平和委員会 委員長 主教渋澤一郎 同委員会憲法プロジェクト